

物価関連業務における課題

平成 25 年 10 月 23 日

消費者庁消費生活情報課

1. 公共料金の改定への対応

重要な公共料金等について、事業者から値上げ申請がされた場合には、所管省庁と協議を実施し、物価問題に関する関係閣僚会議に付議する。[P1~P2]

(参考)

今年度は、電力料金（東北電力、四国電力及び北海道電力の電気料金）値上げに関して、経済産業省と協議を実施した。[P3~P5]

2. 消費税率引上げに伴う各公共料金の改定への対応

JRや大手民鉄の鉄道運賃、バス運賃、郵便料金等の改定申請が見込まれる。改定申請がされた場合には、物価担当官会議申合せに照らして、所管省庁との協議を行う。[P6]

3. 消費税率の引き上げ等に伴う価格動向の調査・監視

消費税率の引き上げ時における便乗値上げを牽制するため、生活関連物資の価格動向について、今秋より定期的に調査（物価モニター調査）を実施する。

また、消費者等からの便乗値上げに関する問い合わせ・相談に対応できるよう、専用ダイヤルを設置した。

[P7~P8]

4. 消費者基本計画への対応

消費者基本計画を踏まえ、公共料金等専門調査会報告が本年夏に取りまとめ。今後、これを受けて行われる消費者委員会の調査・審議に協力していく。

[P9~P10]